

主な改正点（③区画漁業権の設定・免許の流れ）

- 現行制度は、事前に免許の内容等を定めた海区漁場計画を策定し、公示。この海区漁場計画に従って漁業者等が免許を申請し、都道府県は法律で定めた優先順位に基づき免許。
- 今後は、漁場を適切・有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許。それ以外の場合も団体漁業権か個別かを計画で規定。個別漁業権について競願が生じた場合、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許。

